

令和2年度コンプライアンス推進計画の進捗について

令和2年度コンプライアンス推進計画（令和2年3月25日付け元農畜機第7844号。以下「推進計画」という。）に基づく取組の進捗は、以下のとおり。

1 コンプライアンス推進週間の取組（推進計画2の（2））

役職員が日々の行動を振り返り、コンプライアンスへの理解を深める機会として、上期及び下期の年度内2回のコンプライアンス推進週間を設置し、各種取組を行うこととしている。

令和2年度のコンプライアンス推進週間の実施状況は、以下のとおり。

(1) 実施期間

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行に伴う緊急事態宣言(4/7～5/25)、同宣言解除後の準備の都合等から、例年に比べ後ろ倒しで実施

ア 上期：令和2年7月13日（月）～7月28日（火）

イ 下期：令和2年11月9日（月）～11月13日（金）

(2) 取組内容

ア オンライン研修

役職員にコンプライアンスに関する知識を深めるため、オンライン研修を実施。例年は教育資材試聴会を実施しているが、令和2年度については、COVID-19感染防止のため、上期の教育資材視聴会の代替としてオンライン研修を実施。下期は役職員負担に配慮し、eラーニング研修に集約した。

	対象者	受講率	教育資材
上期	役職員265名(臨時職員を含む。)※	100%	パワーハラスメントオンライン研修講座(あかるい職場応援団)
下期	(eラーニング研修に集約)		

※ 休職中の職員及び外部組織への出向・研修中の職員を除く。

イ コンプライアンスチェック(○×式10問)

役職員のコンプライアンスに関する理解度を点検するため、事務局採点方式によるコンプライアンスチェックを実施した。

ウ コンプライアンスカードの配付

上期は令和2年4月に改正した行動憲章をテーマに、下期は年末年始が近いことを踏まえ、(COVID-19流行の影響等から会食は控えざるを得ないもの)やむを得ず会食に参加するときの感染症対策やコンプライアンス上の注意事項をテーマにしたカードを作成し、役職員に配付した。

エ キャッチフレーズの募集

役職員がコンプライアンスについて身近に考える機会として、上期にコンプライアンスに関するキャッチフレーズを募集した。55作品の応募があり、

選定の結果、在宅勤務時は互いの様子が見えないため報連相をしっかりと行い、こまめな意思疎通で仕事の行き違いを防ぎ、在宅勤務を円滑に行うことが大切であるとの趣旨から、次の作品を令和2年度最優秀賞とした。最優秀賞の作品については、コンプライアンス推進週間のポスターやイントラネットに掲載し、役職員の意識啓発に活用した。

テレワーク 会えないからこそ 報連相

オ アンケート調査等

前年度に実施したコンプライアンスに関する認識度調査の結果を踏まえた対応をフォローアップするとともに、直近半年間におけるコンプライアンス関係の問題等の有無を把握するため、上期においてアンケート調査を実施した。また、管理職を対象に風通しの良い職場づくりのための自己点検を実施した。

カ その他

各部室・事務所における啓発ポスターの掲示及びコンプライアンス推進週間初日の館内放送により、コンプライアンス推進週間の周知及びコンプライアンス推進に対する役職員の意識啓発を図った。

2 コンプライアンスの推進に関する研修（推進計画2の（3））

- (1) 新規採用職員等に対する研修（随時）
- (2) 新任管理職員に対する研修（随時）
- (3) eラーニング研修（令和2年10月28日～11月27日）
「ハラスメント防止講座（2020版）」（株式会社インソース）
- (4) 集合型研修

COVID-19 流行のため役職員を集めての研修を避ける必要があったこと等に鑑み、eラーニング研修に集約した。

3 コンプライアンスに関する認識度調査（推進計画2の（4））

機構におけるコンプライアンスの推進状況を点検するとともに、管理職員と管理職員以外の職員（以下「非管理職」という。）との間のコンプライアンスに関する認識のずれ等を把握するため、職員を対象にコンプライアンスに関する認識度調査を実施した。

- (1) 実施期間：令和2年12月1日（火）～10日（木）
- (2) 対象者：職員251名（臨時職員を含む。）

注 総括調整役、休職中の職員及び外部組織への出向・研修中の職員を除く。ただし、部長を兼務する総括調整役は実施対象とする。

- (3) 実施方法：調査票による無記名アンケート

4 コンプライアンス推進相談等窓口の運営状況（推進計画1の（3））

（1）コンプライアンス推進相談等窓口（以下「窓口」という。）の周知

ア 窓口の利用実績及びリーフレット・相談事例を四半期末月の翌月（4月、7月、10月及び1月）に電子メールにより機構内に周知した。

イ イン트라ネットのコンプライアンスコーナー、コンプライアンス推進週間の周知メール、コンプライアンスカード及び各部室等に掲載するポスターに窓口の連絡先を掲載した。

ウ 総務部と連携し、職員希望調書に係る面談において、コンプライアンスの推進を妨げる事象がある場合は窓口にご相談するよう促した。

エ このほか、新規採用職員等に対するコンプライアンス研修において、窓口を紹介した。

（2）窓口の利用実績（令和2年4月～同3年2月）

ア 内部相談窓口：8件（うち3件は倫理関係の相談）

イ 外部相談窓口：1件

〔参考〕令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）

内部相談窓口：13件（うち9件は倫理関係の相談）

外部相談窓口：0件

5 その他

コンプライアンスハンドブックについて、令和元年6月に公布されたハラスメント関係改正法に則した内容を追加するなどして拡充し、第九版として作成した上で令和2年4月にイントラネットに掲載した。

また、役職員の利便性を考慮し、コンプライアンスハンドブック第九版と併せ、その内容を要約した冊子（コンプライアンスへの招待）を新たに作成し、同ハンドブックとともにイントラネットに掲載した。